

## 託送料金相当額のご案内（2部料金）

託送料金相当額とは、ガスの供給に必要となるガス導管等の供給施設利用料金に相当するものでガス料金に含まれます。

適用される区分は、ガスのご使用量に応じて毎月決まります。

適用される区分の「定額基本料金」と「従量料金（従量料金単価×ガスの使用量）」を合わせた金額に消費税相当額を加えたものが託送料金相当額となります。

2021年11月1日実施(税抜)

適用区分	定額基本料金(円/月)	従量料金単価(円/m <sup>3</sup> )
料金表A 0m <sup>3</sup> から25m <sup>3</sup> まで	490.00	59.48
料金表B 25m <sup>3</sup> を超えて250m <sup>3</sup> まで	950.00	41.08
料金表C 250m <sup>3</sup> を超える場合	1,880.00	37.36

**【託送料金の計算式】の例**（標準使用量51m<sup>3</sup>/月<適用区分料金表B> 消費税10%の場合）

$$\{ \text{定額基本料金 } 950\text{円} + \text{従量料金単価 } 41.08\text{円/m}^3 \times \text{ご使用量 } 51\text{m}^3 \} \times 1.10 = 3,349\text{円}$$

(小数点以下切捨て)